

【当該地域の所有者不明農地の概要】

・対象地は高齢者による耕作が継続されているが、台帳上の所有者は死亡されていて相続未登記である。このままでは、近い将来遊休化することが想定されるので、担い手がいる今のうちに相続登記を進め、早急に地権者から農用地利用集積等促進計画の同意を取得し、まずは耕作者につなぐ必要がある。

当該農地の概要	所有者が死亡し、相続人4名の農地 現在も耕作・獣害対策はされている
筆数や面積	5筆、1,806㎡（内4筆が山林化）

【簡潔な取り組み実績スケジュール】

探 索	3ヶ月
相 続	2ヶ月
促進計画認可手続	3ヶ月

【支援地域の航空写真】



【農業委員会の取り組み内容、農業会議の支援内容】

・事業背景としては、農業委員会から農地利用意向調査で郵送が届かなかった所があるとの情報から、委員会による当該事業対象地の探索を行い事業実施の運びとなった。委員会には、所有者の探索と現在の耕作者の情報収集を依頼し、戸籍調査で相続人は兄弟姉妹の4人であることがわかったが、耕作者の情報は農業委員に依頼しても進まないため、事務局の手配により自宅へ直接訪問することにした。この行動が解消への緒となった。

・耕作者は、かなり昔から耕作されていて当時は年貢も納めていたが、バイパス工事で農地が半減され状況が一変したため、耕作するのが不安だったが今般解消した。

・解消への取組としては、耕作者が存在する場合は今回の方法と同じく、相続人の探索と耕作者の情報収集の両面から作業を進めることが時間短縮につながる。

・農業委員会は、通常業務の傍らでの作業となるため、思いの外事業が進まないため、常に進捗状況を意識しながら支援する必要がある。

・今回の解消農地は、500㎡に満たない小面積だったが、隣接する農地が事業期間中に不耕作地となったため、次年度に集積(破線部分)できる可能性が浮上した。